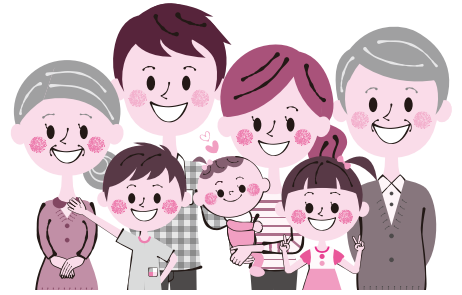


くらしの情報



介護保険
P2~10

ごみ処理
P11~17

リサイクル品
P18

し尿処理
P19

火葬
P19

お問い合わせ
P20

こんにちは、一関地区広域行政組合です

一関市と平泉町は「介護保険」「ごみ・し尿処理」「火葬場の運営」を共同で行うために一関地区広域行政組合を設置しています。

「介護のことが気になりはじめた」、「このごみはどうやって処分すればいいの」というときはありませんか？

この広報紙は、このようなときに役立つ情報をお届けします。

介護保険制度の仕組みがよく分からない…。

→2ページへ

介護保険サービスを利用するには具体的にどうすればいいの？

→4ページへ

介護保険料はどのくらいなんだろう？

→7ページへ

ごみの出し方について詳しく知りたい。

→11ページへ

し尿のくみ取りを依頼したいのだけれど…。

→19ページへ

火葬の申込方法を知りたい。

→19ページへ

分別
燃える
粗大ごみ
リサイクル

その他、各施設の問い合わせ先、組合ホームページの案内は、20ページをご覧ください。

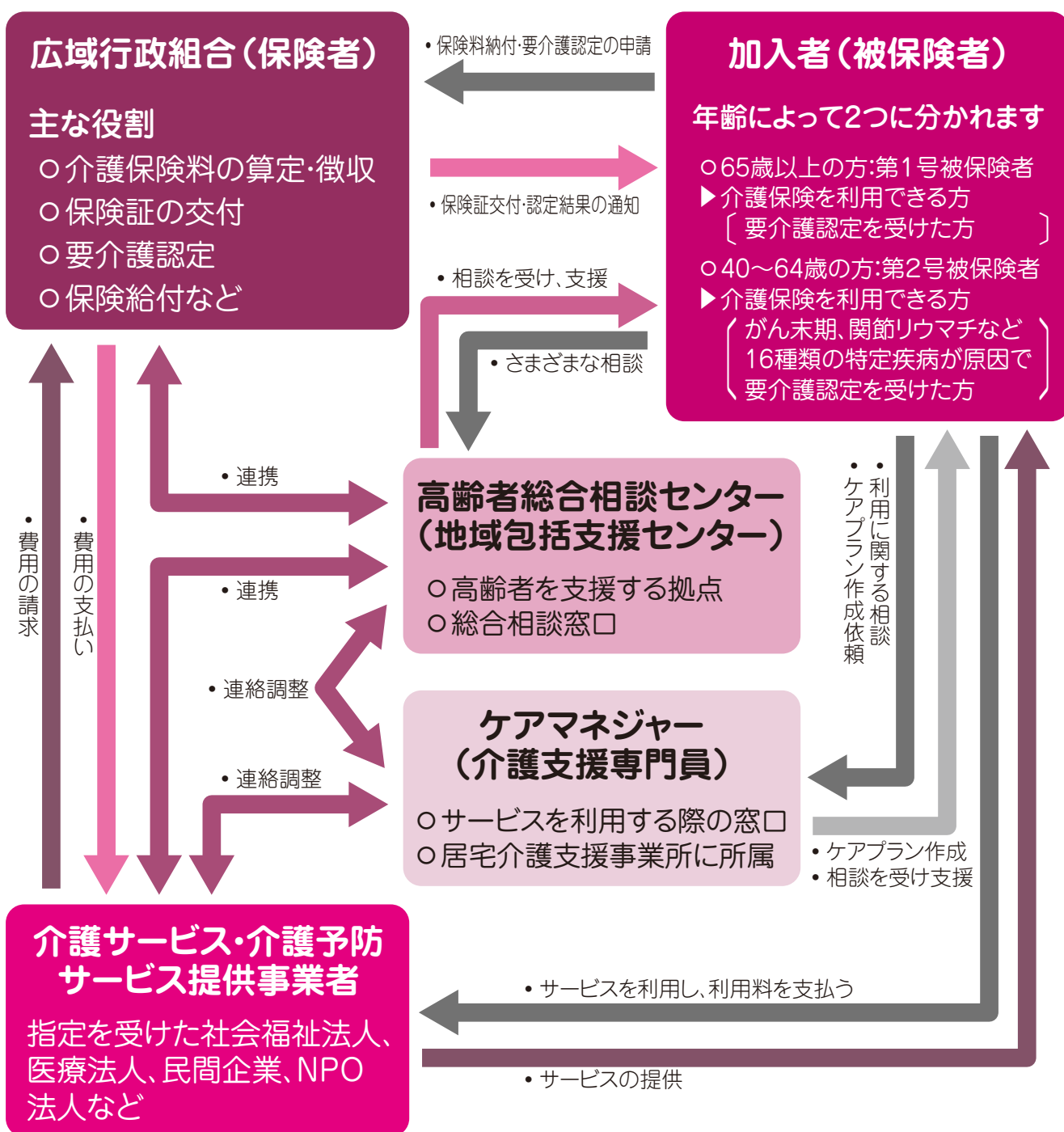
住み慣れた地域で、健康に元気に暮らしていきたい。

普段の生活に気を付けていても、「家族が、自分が、介護が必要になったらどうしよう」と心配になります。

介護保険制度は、寝たきりや認知症など介護が必要になった高齢者を、社会全体で支える仕組みです。

一関地区広域行政組合では、介護が必要になっても、介護の度合いに応じて自立した生活を送ることができるよう、さまざまなサービスを行っています。

介護保険制度の仕組み



高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）が皆さんを支援します。

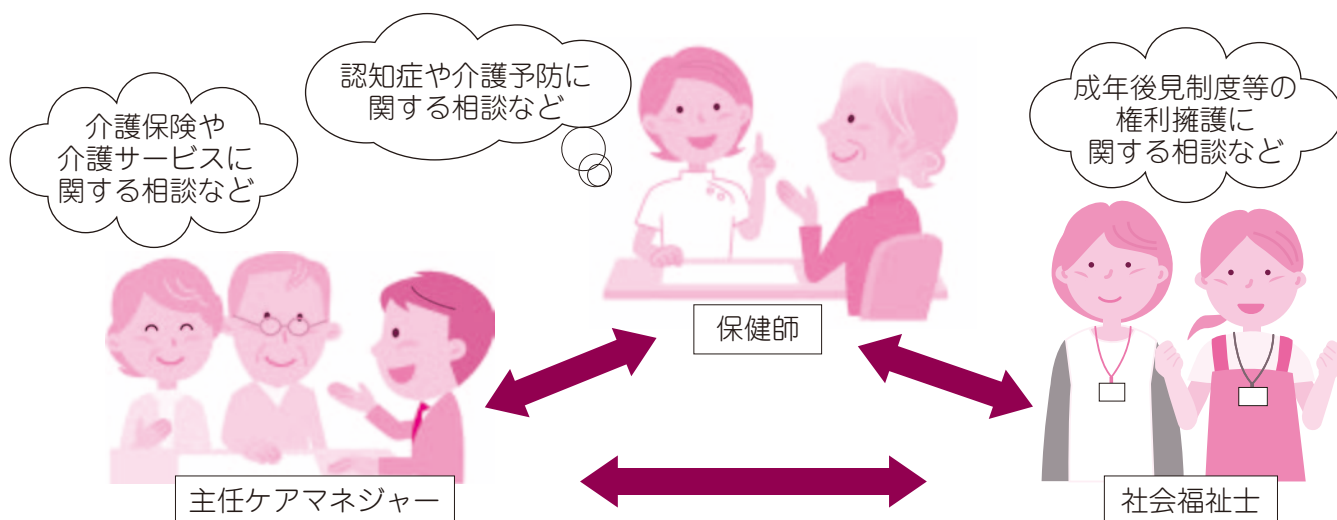
一関地区広域行政組合では高齢者の介護や保健福祉に関する相談窓口として、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を一関市・平泉町内に7か所設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（介護支援専門員）などの保健福祉に関する資格を持った職員が、高齢者やその家族の支援を行っています。

主に次の4項目について支援を行っていますので、直接窓口へおいでいただくか、電話でご相談ください。

- 【支援内容】 ①高齢者に関する総合的な相談に応じます。②高齢者の権利を守ります。
③支援関係者との調整や後方支援を行います。④介護予防を支援します。

また、要支援1・2の方の介護予防サービスについて、指定介護予防支援事業所としてケアマネジメント（※）も行っています。

※ケアマネジメントとは、高齢者の要介護（要支援）の状態や生活状況を把握し、自立につながる適切な介護サービスの選択ができるよう支援することをいいます。



高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）お問い合わせ先

市町	担当区域	センターの名称	☎ 電話番号
		所在地	☎ ファックス番号
一関市	一関地域 (一関・真滝・舞川・弥栄地区)	高齢者総合相談センターさくらまち(地域包括支援センター)	☎ 48-3180
		三関字桜町36-3 サン・アビリティーズ一関内	☎ 31-1165
	一関地域 (山目・中里・殿美・萩荘地区)	一関西部地域包括支援センター	☎ 21-8618
		竹山町7-2 一関市役所内	☎ 31-8344
	花泉地域	高齢者総合相談センターはないずみ(地域包括支援センター)	☎ 36-3021
		花泉町涌津字一ノ町29 一関市役所花泉支所内	☎ 82-2515
	大東、東山地域	高齢者総合相談センターしぶたみ(地域包括支援センター)	☎ 71-0053
		大東町洪民字大洞地55-8 大東保健センター内	☎ 71-1181
千厩、室根、川崎地域	一関東部地域包括支援センター	☎ 51-3040	
	千厩町千厩字北方174 一関市役所千厩支所内	☎ 51-3044	
藤沢地域	高齢者総合相談センターふじさわ(地域包括支援センター)	☎ 63-3181	
	藤沢町藤沢字町裏52-2 老健ふじさわ内	☎ 63-2094	
平泉町	全域	高齢者総合相談センターひらいずみ(地域包括支援センター)	☎ 34-4601
		平泉字志羅山8-8	☎ 34-4602

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。

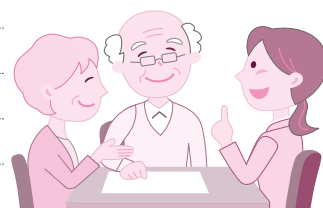
介護の度合いに応じたサービスを利用するためには、要介護または要支援の認定が必要です。認定申請から認定までの流れは、次のとおりです。

① 要介護認定の申請

ご本人のほか、ご家族も申請することができます。

申請窓口

一関市	長寿社会課	21-8370
	花泉支所	82-2215
	大東支所	72-4077
	千厩支所	53-3955
	東山支所	保健福祉課 47-4530
	室根支所	64-3805
	川崎支所	43-2115
	藤沢支所	63-5304
平泉町	保健センター	46-5571



次の場所でも申請の依頼ができます。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

※連絡先は、3ページの一覧をご覧ください。

居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護など

介護保険施設

（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）

申請に必要なもの

- 申請書（上記の申請窓口にあります。）
申請の際は、主治医の氏名、医療機関（病院）の名称・所在地・電話番号の記入が必要です。かかりつけの医療機関に確認しておきましょう。
- 介護保険被保険者証
- マイナンバー（新規申請の場合のみ）
- 健康保険の被保険者証（40～64歳の方のみ）

② 認定調査

一関地区広域行政組合の介護認定調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や生活、家族、居住環境などの調査を行います。

訪問日は、申請受付後にご本人やご家族と電話で相談して決めます。事前の日時指定はできません。

③ 判定

【一次判定】

調査の結果と主治医意見書（一関地区広域行政組合が取り寄せますので、ご本人が提出する必要はありません。）の項目をコンピュータに入力し判定します。

【二次判定】

一次判定の結果や主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家が審査し、要介護度（介護や支援が必要な度合い）が決まります。

④ 結果のお知らせ

認定申請の結果は、ご本人に郵送します。

⑤ケアプラン等の作成

要介護度が決まったら、次の区分によりケアプラン（サービスを利用するための計画）を作成します。

●要介護1～5と認定された方

介護サービス（日常生活の手助けや施設に泊まるサービスなど）を利用できます。

- ・自宅で暮らしながらサービスを利用したい場合
居宅介護支援事業者に依頼し、ケアマネジャー（介護支援専門員）にケアプランを作成してもらいます。
- ・介護保険施設に入所したい場合
介護保険施設に直接申し込みます。

●要支援1・2と認定された方

介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス（次ページ参照）を利用できます。

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）に相談し、ケアプランを作成してもらいます。

●非該当（自立）と認定された方

一般介護予防事業を利用できます。基本チェックリストで事業対象者になった場合は、介護予防・生活支援サービスを利用できます。

ケアプランに基づいて、必要なサービスを利用し、かかった費用の1～3割が自己負担となります。

⑥サービスの利用

⑦更新

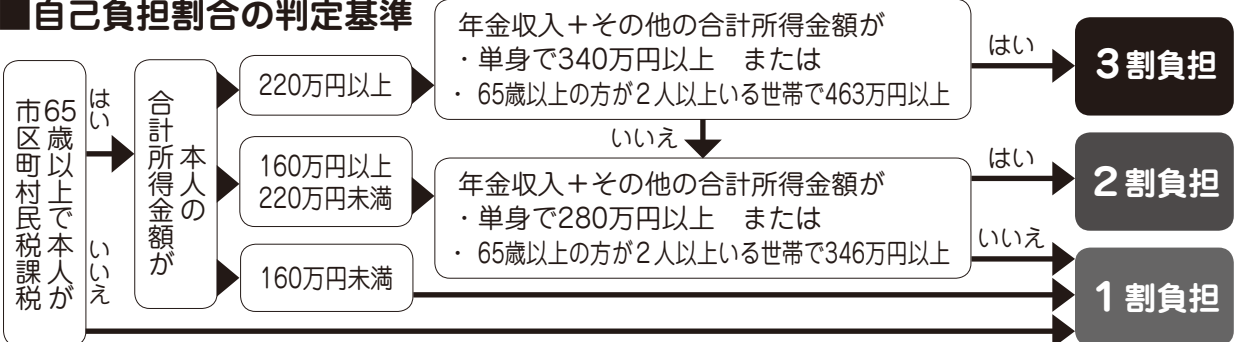
要介護認定には有効期間があり、認定者の状況に応じ、3～36カ月の期間が設定されます。

- ・引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間の満了日の60日前から更新の申請ができます。
- ・更新に該当する方には、有効期間の満了日のおおよそ2カ月前にお知らせを郵送いたします。
- ・心身の状況に変化があり、要介護度の見直しを希望する場合は、有効期間の途中でも申請をすることができます。（「区分変更申請」といいます。）
- ・更新申請も区分変更申請も①から④までの手続きで認定を行います。
- ・申請の際は、ご利用中のケアプラン作成先（居宅介護支援事業所・高齢者総合相談センター・入所中の施設など）に、あらかじめご相談ください。

（①へもどる）

介護サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を負担します。
介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は負担割合が3割になります。

■自己負担割合の判定基準



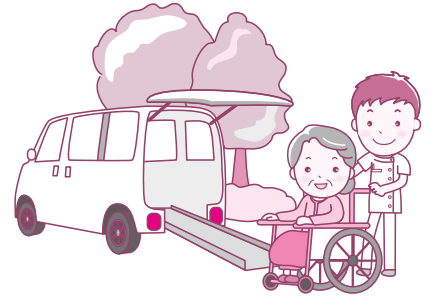
※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）で 多様なニーズに応えます。

介護予防・生活支援サービスの内容は？

要支援1または2の方及び基本チェックリスト（※）により事業対象者となった方に生活支援などの多様なサービスを提供します。

基準を緩和した訪問型サービスA（ホームヘルプサービス）や通所型サービスA（デイサービス）、住民が主体となって提供する訪問型サービスBや通所型サービスB、保健、医療の専門職が行う短期集中の訪問型サービスCや通所型サービスCなどがあります。

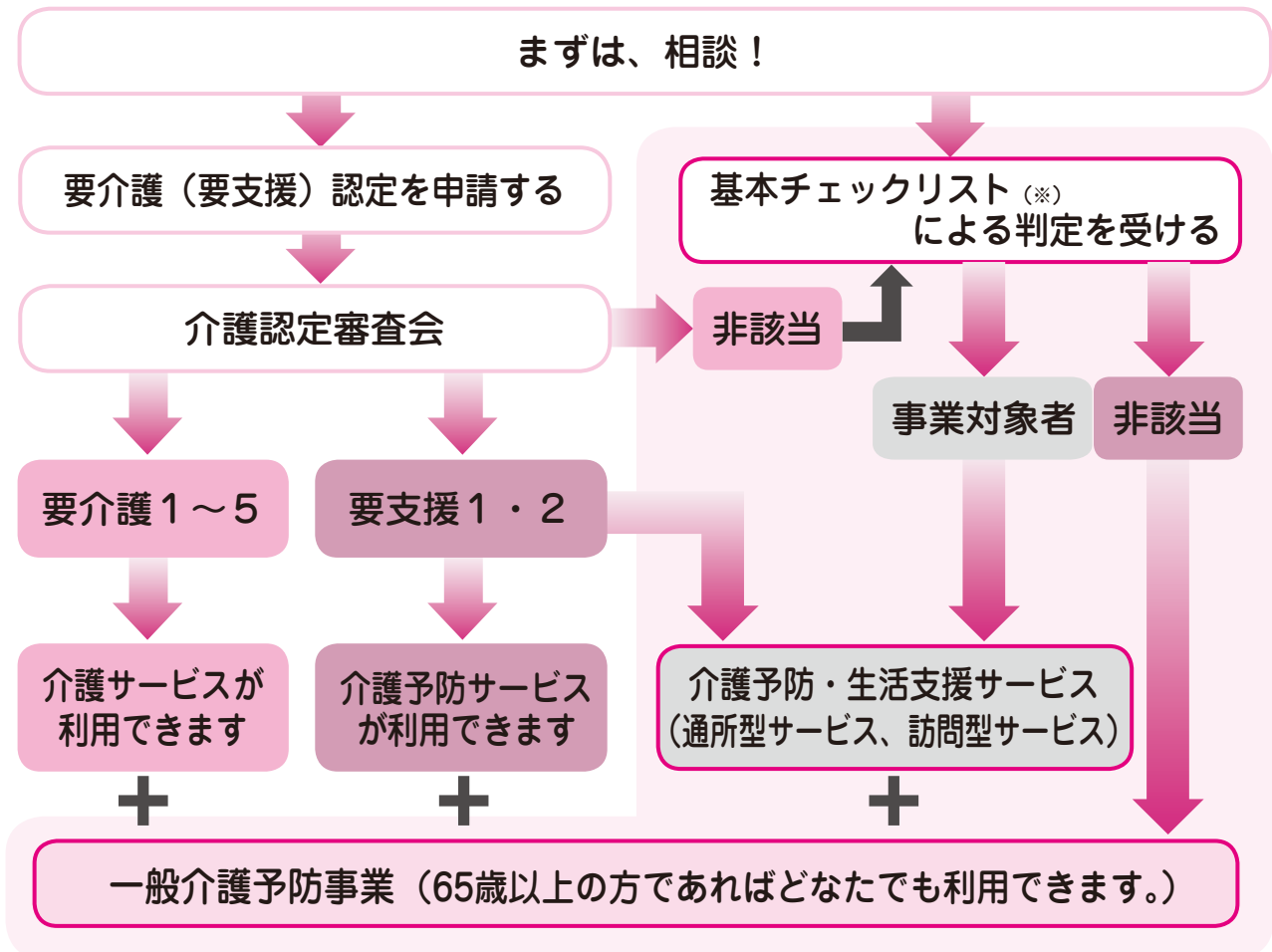


訪問型サービスはホームヘルパーなどに自宅を訪問してもらうサービス、通所型サービスは施設などに通って受けるサービスです。

サービスを利用するためにはどうしたらいいの？

どんなサービスを利用したいのか、決まっている方もそうでない方も、まずは高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）などの窓口へ相談しましょう。

利用するまでのおおまかな流れは、以下のとおりです。



※ 基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能を確認するための25項目からなる質問票で、家事などの動作や家庭や社会での生活に必要な機能を調べるものです。

介護保険制度は、皆さんの保険料で支えられています。

介護保険制度は皆さんに納めていただいている介護保険料と、国、県、一関市・平泉町の公費で支えられています。

65歳以上の方（第1号被保険者）

①介護保険料決定の仕組み

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険サービスに必要な経費を基に基準額を定め、所得に応じた調整率を乗じて年額の介護保険料を算出します。

■第7期介護保険事業計画期間内（平成30～32年度）の基準月額の算定方法

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{平成30～32年度に必要となる介護サービスの総費用の見込額} & \times & \text{65歳以上の方の負担割合（介護保険法で定められる割合）23\%} & \div & \text{65歳以上の人口（平成30～32年度推計人口の合計）} \\ \hline & & & & \text{6,227円（月額）} \\ \hline \end{array}$$

介護給付費準備基金を取り崩し、上記の計算額から265円を減額しました。

$$6,227 \text{円} - \text{基金繰入 } 265 \text{円} = \text{基準月額 } 5,962 \text{円}$$

②年額介護保険料

年額介護保険料は、対象者の所得に応じて、基準額（基準月額5,962円×12カ月）に0.45から2.00までの調整率を乗じて算出します。（100円以下は50円以上を100円にし、それ以外は切り捨てます。）

区分	対象者	介護保険料の調整率	年額介護保険料（円）	
第1段階	生活保護受給者	基準額×0.45	32,200	
	老齢福祉年金受給者			
第2段階	本人とその世帯全員が市町村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	46,500	
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の方		
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方		
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.75	53,700	
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	64,400
第5段階	本人は市町村民税非課税	第4段階以外の方	基準額	71,500
第6段階	本人が市町村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	85,900
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	93,000
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	107,300
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	114,500
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	125,200
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.00	143,100

※2019年10月の消費税率引上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料の軽減強化を実施予定です。


③保険料の納め方

納め方は、受給している年金（老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金）の年額により2通りあります。

年金が年額18万円以上の人

【特別徴収】 保険料の年額を年6回に分けて、年金の支払い月（4・6・8・10・12・2月）に、年金から天引きになります。

特別徴収に該当する場合でも、一時的に納付書で納めていただく場合があります。

<ul style="list-style-type: none"> • 年度途中で保険料が増額になった 	➔	増額分を納付書で納めます。
<ul style="list-style-type: none"> • 年度途中で65歳になった • 年度途中で老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった • 年度途中で他の市町村から転入した • 年金が一時差し止めになった • 年度途中で保険料が減額になった 	➔	おおよそ6カ月間は納付書で納めます。 

年金が年額18万円未満の人

【普通徴収】 一関地区広域行政組合が送付する納付書で、金融機関で納めます。

口座振替で納めることもできます。（口座振替の開始は、通常、申込みの翌月からになります。）

◎口座振替の手続きは、金融機関の窓口で申込みを行ってください。

- 介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
- 取扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申込みます。

40～64歳の方（第2号被保険者）

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合、健保組合など）の算定方式により決まります。

○国民健康保険に加入している方

介護保険料は、国民健康保険の算定方法と同様に、世帯ごとに決められ、医療保険分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

○職場の医療保険に加入している方

医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与（標準報酬月額）・賞与（標準賞与額）に応じて決められ、医療保険の保険料と合わせて給与・賞与から徴収されます。

介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のようになります。納め忘れのないよう気を付けましょう。

1年以上滞納すると	利用したサービス費用をいったん全額自己負担しなければなりません。後日、申請により保険給付分が払い戻されます。
1年6カ月以上滞納すると	利用したサービス費用はいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻しを申請しても、一部または全部が一時的に差し止められます。
2年以上滞納すると	介護保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

介護保険課 ☎31 - 3223

「認知症地域支援推進員」とは？

認知症地域支援推進員は、地域の皆さんと一緒に、認知症になっても安心して住み続けられる一関市・平泉町を目指して活動しています。認知症は早期に気づき、早期から適切に対応することにより、本人も家族も穏やかに過ごせるといわれています。

皆さんの認知症への理解、早期発見、早期対応、予防に役立てていただくため、認知症地域支援推進員の活動内容をご紹介します。

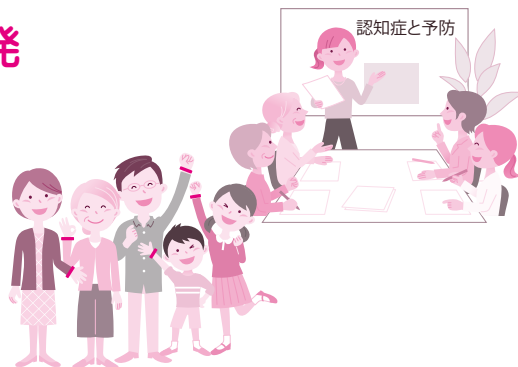
主な業務

①認知症に関する正しい理解の普及啓発

講話や認知症サポーター養成講座の開催

Q. 認知症サポーターとは？

A. 認知症についての正しい知識をもち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。



②家族会・認知症カフェへの支援

認知症の人と家族の会や各地域で開催されている認知症カフェへの支援

Q. 認知症カフェとは？

A. 認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができるように、本人や家族が地域の方や専門家と情報共有し、お互いを理解し合う場です。

③相談業務

窓口、電話、訪問による相談の対応

〈参考〉認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方が、自立して今までどおりの生活ができるよう「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。認知症が疑われる方や認知症の方、そのご家族などに保健師、社会福祉士などの複数の専門職が早期に関わることで、認知症が疑われる方や認知症の方が、地域で自立した尊厳のある生活ができるよう、支援体制を整えています。

認知症地域支援推進員のお問い合わせ先

担当区域	センターの名称	電話番号
一関地域（山目・中里・巖美・萩荘地区）、花泉地域、平泉町全域	一関西部地域包括支援センター	☎21-8618
一関地域（一関・真滝・舞川・弥栄地区）	高齢者総合相談センターさくらまち（地域包括支援センター）	☎48-3180
大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域	一関東部地域包括支援センター	☎51-3040

「生活支援コーディネーター」とは？

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、調理や清掃、雪かき、見守りなど、日々の暮らしを支える多様なサービスが必要とされてきています。

一関地区広域行政組合では、高齢になっても誰もが地域で安心して暮らせるよう、住民主体の助け合い活動などの生活支援体制を築くことを目的に、生活支援コーディネーターを5人配置し、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握や地域課題の掘り起こし、地域資源の発掘などに取り組んでいます。

住民主体の助け合い活動の創出を担う、生活支援コーディネーターの活動内容をご紹介します。

主な業務

① 支え合い活動の支援・情報提供

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みをつくるため、支え合い活動の支援や情報提供を行います。毎月発行の通信『Adarain = あだらいん』では、各地域の取組を紹介しています。



② 地域課題・資源の把握

サロン（ふれあいの場）などの地域の居場所や生活支援に関するサービスを把握し、地域の課題とマッチングすることにより、課題解決につなげます。

③ 住民主体によるサービスの検討・整備の支援

ボランティアなどによる買い物、ごみ出しなどの生活支援サービス、交流や運動を目的としたサロン、いきいき百歳体操などの住民主体のサービスの運営や設置などの支援を行います。

④ 担い手の養成・支援

地域において課題の洗い出しや課題解決に向けた取組を進める担い手への助言を行い、担い手の養成等の支援を行います。

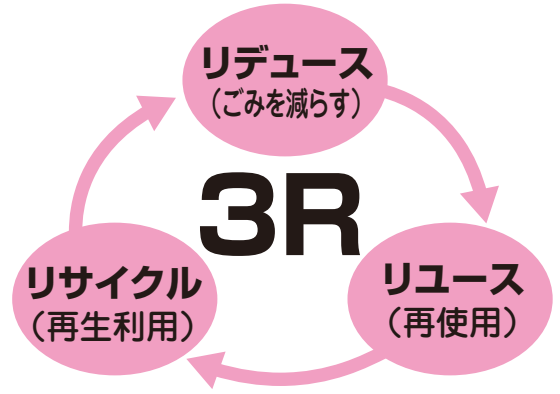
生活支援コーディネーターのお問い合わせ先

担当区域	担当課の名称	電話番号
一関、花泉地域	一関市役所本庁 長寿社会課	☎21-8370
大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域	一関市役所千厩支所 保健福祉課	☎53-3955
平泉町全域	平泉町保健センター	☎46-5571

ごみが少ない地域を目指して

一関市・平泉町のごみは、一関清掃センターと大東清掃センターで処理をしています。その量は、年間1人あたり約300キログラム。処理費用にすると、年間1人あたり約13,000円かかっています。

お金をかけて処理をしているごみも、もとをたどれば、それは資源です。限られた資源を有効利用するため、3R（スリーアール）を実践していきましょう。

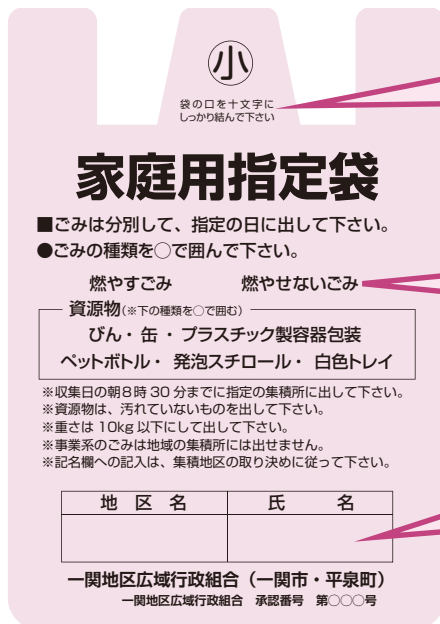


1 指定ごみ袋の統一

指定ごみ袋が平成30年度から変わりました

これまでの指定ごみ袋は、一関清掃センター管内と大東清掃センター管内で異なる袋を使用してきました。そのため、種類や購入価格の違いから生じる不公平感がありましたが、この解消と廃棄物の分別・減量化の促進のため、平成30年4月から新たな指定袋に統一しました。

新たな指定袋



袋の口を十文字にしっかり結んでください。

ごみの種類を○で囲んでください。

氏名欄などの記入は、それぞれの集積所のルールに従ってください。

- ・形状 取っ手付、取っ手なしの2種類
- ・サイズ 大(45ℓ入)、中(30ℓ入)、小(20ℓ入)の3種類

変更前の指定ごみ袋は、期限なく引き続き使用できます。

一関清掃センター管内で資源ごみに使用できたレジ袋などの透明袋は、平成30年6月末まで使用できましたが、現在は使用できません。

2 ごみ・資源の分別にご協力をお願いします

ごみの分別は「ごみの分け方・出し方テキスト」及び「ごみの分け方・出し方 改訂ダイジェスト版」を活用しましょう



ごみの分け方・出し方
テキスト



ごみの分け方・出し方
改訂ダイジェスト版

ごみの分別は、各戸に配布している「ごみの分け方・出し方テキスト」（以下「テキスト」）及び平成30年12月に全戸配布しました「ごみの分け方・出し方 改訂ダイジェスト版」（以下「改訂ダイジェスト版」）を活用してください。

テキスト及び改訂ダイジェスト版を紛失した場合は、下記の場所でお受け取りできます。

一関市役所本庁生活環境課、各支所市民課
平泉町役場町民福祉課

その他、テキスト及び改訂ダイジェスト版を見ても判断に迷う場合は、各清掃センターへお問い合わせください。

清掃センター担当区域

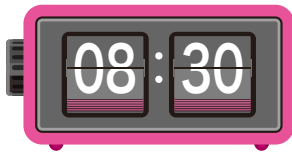
一関市のうち一関・花泉地域、平泉町

一関清掃センター ☎21-2157

一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域
大東清掃センター ☎75-3149

3 集積所へのごみの出し方

収集日当日の午前8時
30分までに、指定の集
積所へ出してください。



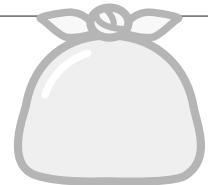
1袋当たりの重さは、10キロ
グラム以下にしてください。



「プラスチック製容器包装」で出せるものは、
♻️マークがあり、汚れていないもの。

在宅医療廃棄物は、♻️マークがあっても「燃
やすごみ」へ！

ごみの大きさは指定ごみ
袋に全体が入り、かつ口を
縛って出せるもの。



各清掃センターの収集車両が異なるため、分別方法が違います

スプレー缶（カセットコンロ用ボンベ、ヘア
スプレー、殺虫剤など）は、**容器に記載された
取扱い方法により中身を空にした上で、必ず穴
を開けて**出してください。

一関清掃センター管内
汚れやさびがあっても
「缶」に出す

大東清掃センター管内
「燃やせないごみ」に
出す

使い捨てライターは、ガスを使い切って出し
てください。

一関清掃センター管内
「燃やすごみ」に出す

大東清掃センター管内
「燃やせないごみ」に
出す

※「収集しません」の黄色いシールが貼られて回収されなかったごみは、シールの内容を確認し、出し直してください。出し直す際はシールをはがしてください。（シールが貼られたままのごみは回収しません）

※ごみ袋の中身が、全く見えないような内袋は使用しないでください。危険ごみや違反ごみの確認ができません。

4 清掃センターで処理できないごみ

次のごみは、清掃センターでは収集や処理ができません。直接、専門業者または取扱店にお問い合わせください。

お問い合わせ先がご不明な場合は、清掃センターまでご連絡ください。

爆発性、火災発生の危険があるごみ	ガスボンベ、塗料、消火器、ガソリン、灯油、火薬、廃油、シンナーなど
有害性のごみ	バッテリー、農薬、劇薬、毒物など
焼却破砕ができないごみ	■鋼材（鉄板、鉄骨、コイルなど） ■自動車部品（マフラー、油圧ジャッキ、サスペンションなど） ■鉄塊、コンクリートブロック、ワイヤー、ドラム缶など ■スプリング入りベッドマット・ソファ ■農業用資材・機材（農業用ビニール、作業用機械、苗箱、肥料袋など） 農業用資材・機材は、一関市役所本庁・各支所、平泉町役場の農政担当課、または農協各店にお問い合わせください。
家電リサイクル法の対象機器	テレビ、冷蔵庫、冷温庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機

5 使用済み蛍光管の収集方法の変更

国の大気汚染防止法改正により、平成30年4月から大気への水銀排出規制が始まりました。

これに対応するため、製品として最も水銀を多く含む「蛍光管」を、平成30年4月から収集カレンダーに蛍光管の日を設けて他のごみと分けて収集しています。

(1) 分別回収の対象となる蛍光管

- 家庭から出る「直管型」・「円形型」・「U字型」・「らせん型」など、全ての蛍光管が対象です。
- 割れた蛍光管も対象になります。

※白熱電球・ハロゲンランプ・LEDランプ・グローランプなどは対象外ですので、これまでどおり、不燃ごみの日に集積所に出してください。

(2) 集積所への出し方

- 蛍光管は他のごみと分け、指定袋に割らずに入れてください。
- 指定袋へは、購入時の包装ケースに入れるか紙に包んで入れてください。
(これまで同様、指定袋から蛍光管がはみ出しても問題ありません)
- 集積所へは、収集カレンダーの「蛍光管」の収集日に出してください。

6 清掃センターへのごみの持ち込み

収集日に集積所にごみを出せない場合や、一度に大量のごみを出したい場合は、担当の清掃センターに持ち込んでください。自分で持ち込みできない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。（許可業者の一覧は17ページ）

(1) 搬入場所・受付時間

地 域	一関市の一関・花泉地域、平泉町	一関市の大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域
担 当	一関清掃センター	大東清掃センター
受 入 時 間	平 日 (月曜日～金曜日)	午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
	平日以外	土曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分 第 3 日曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時 45 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分
受入できない日	土曜日午後・日曜日・祝日・ 年末年始（12月29日～1月3日）	土曜日・ 日曜日（第3日曜日を除く）・祝日・ 年末年始（12月28日～1月5日）

(2) 搬入方法・手続き

事前の予約は不要ですので、受付時間内に直接お越しください。

搬入の前に、申請手続き（住所、氏名、車両ナンバーなどを記入）をしてください。

ごみを種類ごとに降ろすため、「テキスト」及び「改訂ダイジェスト版」に従って事前に分別をお願いします。

長いものは、各清掃センターの処理方法の違いにより、受け入れられる長さが異なります。

一関清掃センター … 2メートル以下

大東清掃センター … 1メートル以下

タイヤ・ホイールの持ち込みは、普通乗用車以下の大きさのものに限ります。

持ち込みの場合は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

(3) ごみ処理手数料

家庭ごみの区分	料 金
燃やすごみ	50キログラムまで無料
燃やせないごみ	50キログラム超から10キログラムごとに 102円
資源ごみ	※消費税率の変更により、金額が変わることがあります。
粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの)	10キログラムにつき 154円 ※消費税率の変更により、金額が変わることがあります。

7 事業系廃棄物の受入基準の変更

最終処分場の延命化を図るため、平成30年4月から、清掃センターで受け入れる事業系廃棄物の取り扱いを下記のとおり変更しています。

廃棄物の種類	変更前 (～平成30年3月)	変更後 (平成30年4月～)
事業系一般廃棄物 〔産業廃棄物と資源ごみ以外の事業系廃棄物〕	受入	受け入れます (変更なし)
資源ごみ 〔飲料用のびんや缶など、資源としてリサイクルできるもの〕	びん、缶、ペットボトル、 <u>プラスチック製容器包装</u> を受入	びん、缶、ペットボトルを受け入れます
産業廃棄物 〔国の政令で定められた20種類の廃棄物から、資源ごみを除く廃棄物〕	<u>一部受入</u> (可燃物のみ)	<u>受け入れません</u>

※プラスチック製容器包装とは、商品の容器や包装に使われていた♻マークの付いているごみです。

- 営利活動だけでなく行政や自治会などの非営利活動から出るごみも事業系廃棄物になります。
- 事業系廃棄物は、家庭ごみの集積所には出せません。
- 事業系廃棄物は、出した者の責任で適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められ、不適切な処理には重い罰則が科せられます。
- 産業廃棄物の処理は、県の許可を受けた業者に依頼するなど、適切に処理してください。

8 家電リサイクル法対象機器の処理方法

家電リサイクル法対象機器は、ごみ集積所には出せません（分解しても出せません）。清掃センターでも持ち込みの受付ができませんので、次の依頼先にお問い合わせください。

○家電リサイクル法対象機器 … エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫（ワインセラーを含む）、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

	依頼先	費用	問い合わせ先
小売店	家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店に引取りを依頼	家電リサイクル料金、小売店が定めた収集運搬料金	家電を購入した小売店、または買い替えをする小売店
収集運搬許可業者	当組合で許可している収集運搬許可業者のうち、家電リサイクルを扱っている業者へ依頼	家電リサイクル料金、収集運搬料金	17ページの家電リサイクル法対象機器取扱い収集運搬許可業者へ直接問い合わせ
指定取引業者	郵便局で家電リサイクル料金を振り込んでから指定取引業者に直接搬入	家電リサイクル料金、振込手数料	DOWA 通運(株)本社営業所 奥州市水沢佐倉河字中田69-1 ☎0197-24-5115

ごみ処理

9 使用済小型家電を回収しています

家に眠っている携帯電話やデジカメなどはありませんか？

小型家電には、金、銀、レアメタルなどの貴重な有用金属（資源としての価値ある金属）が多く含まれています。一関地区広域行政組合では、一関市・平泉町にある公共施設で小型家電のボックス回収を行っています。

(1) 回収の対象となる小型家電

次のうち、**横40cm×縦10cm×奥行30cm未満**のご家庭で不用になった小型家電が対象です。


電話機、ファクシミリ、ラジオ	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	
携帯電話、公衆用 PHS 端末	ノートパソコン（タブレット型を含む）	
カーナビ・ カーオーディオ	[内容] カーナビ、カーカラーテレビ、カーオーディオ、カースピーカー、VICS ユニット、ETC 車載ユニット	
テレビチューナー	[内容] 地上デジタルチューナー、CS デジタルチューナー、その他チューナー、ケーブルテレビ用 STB	
録画・再生装置	[内容] DVD レコーダ/プレーヤ、ブルーレイディスクレコーダ/プレーヤ、HDD レコーダ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ	
音響機器	[内容] テープレコーダ、CD プレーヤ、MD レコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、IC レコーダ、補聴器、ヘッドホン、イヤホン	
補助記憶装置	[内容] ハードディスク、USB メモリ、メモリーカード	
事務用電気 機械器具	[内容] ワープロ、電卓、電子辞書	電子書籍端末
計量・測定用 機械器具	[内容] 電子体重計、体脂肪計、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計	
ゲーム機	[内容] 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ゲームソフト、ミニ電子ゲーム、ゲーム用コントローラ、ハイテク系トレンドトイ	
これらの附属品	[内容] リモコン、キーボードユニット、マウス、AC アダプタ、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器（携帯電話、パソコン、カメラ等の充電器）	

パソコン以外の回収対象品目は、「燃やせないごみ」として集積所に出せます。

⚠️ 出すときの注意点

回収ボックスに入らない大きさのものは、各清掃センターに直接持ち込んでください。

- ・ 個人情報はず必ず消去してください。
- ・ 一度投入した小型家電は返却できません。
- ・ 乾電池は取り外してください。
- ・ デスクトップパソコン（モニター含む）は、18ページ「11 パソコンの処分方法」を参照してください。

回収方法は次ページへ続きます 

(2) 回収方法

一関市、平泉町内の庁舎、図書館などの公共施設に専用回収ボックスを設置し、回収しています。

構成市町	設置場所
一 関 市	一関市役所本庁・各支所、各市民センター、一関図書館、一関・大東清掃センター
平 泉 町	平泉町役場、平泉町立図書館、平泉町公民館

利用時間は、各公共施設の開館時間と同じです。



10 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

一関地区広域行政組合では、次の業者に**家庭から出た**一般廃棄物の収集を許可しています。収集の依頼は、下記の連絡先へお願いします。

家電リサイクル法対象機器の収集は、所在地に♻️がついている業者に依頼できます。

事業者名	所在地	電話番号	備考
(株)一般公害集配センター	一関市萩荘字上本郷149-7	38-2355	
(株)一関環境保全センター	一関市滝沢字九鬼138-1	26-5314	
(有)県南クリーン	一関市赤荻字中條97-1	25-2449	
新生ビル管理(株)	一関市三関字仲田21-1	21-3222	
(有)セレクトクリーン	一関市狐禅寺字手負沢49	23-0366	
クリーンセンター花泉(有)	一関市花泉町日形字日形山2-1	82-5393	
(有)花泉環境サービス	一関市花泉町老松字水沢屋敷3-4	82-4085	
(有)東磐クリーンサービス	一関市大東町大原字萱140-11	77-2108	
(有)東磐収集社	一関市千厩町奥玉字林ノ沢16	56-2556	
ニッコー・ファインメック(株)	一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	56-2601	
千田古物商	一関市千厩町千厩字梅田46-3	53-2456	
(有)東部産業	一関市東山町長坂字中倉157	35-3451	
(有)小山重機	一関市川崎町薄衣字如来地5-5	43-3318	
(有)バイオ・グリーン	一関市藤沢町大籠字天ノ穴39-1	61-3602	木くずのみ収集
(有)グリーン総業	一関市藤沢町大籠字天ノ穴38	62-2412	木くずのみ収集
(有)平泉清掃社	平泉町平泉字南郷142-75	46-5370	
(有)平泉衛生社	平泉町平泉字西郷59	46-3934	平泉町のみ収集
(株)オイラー	奥州市水沢東大通り3-7-15	0197-25-7315	
熊谷俊成	宮城県気仙沼市字久保171	0226-55-2709	
若清テクノ(株)	宮城県栗原市若柳字川南子々松166	0228-32-5355	一関市のみ収集

許可業者は2019年3月1日現在の情報です



11 パソコン(資源有効利用促進法対象機器)の処分方法

パソコンは、小型家電回収ボックスでの回収(ノートパソコンのみ)、清掃センターへの持ち込み(すべての種類のパソコン)、またはパソコンの製造業者に処理依頼することにより処分することができます。処分に出す前に、必ず中に入っているデータの削除をお願いします。

パソコンは、資源有効利用促進法によって、部品や有用金属などの適正な再利用が義務付けられているため、**ごみ集積所に出すことができません。**

製造業者に依頼する方法

① 製造業者に引き取りの申し込みをする。

-  マークがない製品 → 製造業者から送付される振込用紙で回収再資源化料金を支払い、②へ
-  マークがある製品 → ②へ

② 製造業者から「エコゆうパック伝票」が送付されるので、パソコンを簡易包装し伝票を貼り付ける。

③ 最寄りの郵便局に持ち込みまたは集荷の依頼をする。

問い合わせ先
 一般社団法人パソコン3R推進協会
 ☎03-5282-7685
<http://www.pc3r.jp>

12 再生品の抽選販売

一関清掃センターでは、ごみとして搬入された家具や自転車を修理し、再生品として抽選販売しています。抽選販売は、年5回(6・8・10・12・2月)行っており、詳細な時期は、一関市と平泉町の広報等でお知らせします。

展示場所	一関清掃センター リサイクルプラザ 1階エントランスホール・3階再生工房室前
対象	一関市または平泉町に住所のある、小学生以上の各自運搬ができる方
申込方法	① 直接、リサイクルプラザで申し込みをお願いします。 (電話申込はできません) ② 1人2点まで申し込みできます。 (同じ商品へ、2回申し込みすることはできません) ③ 抽選会の詳細は、申し込み受付時に説明します。

販売品目	価格
家具 (たんす、机など)	500～10,000円程度
自転車	大人用 2,000円 子供用 1,000円
食器	100～3,000円程度
おもちゃ	
その他	

電化製品は販売しません



13 し尿のくみ取り

くみ取りを依頼される場合は、次の各地域の担当業者へお申込みください。年末年始、大型連休、お盆などの前は、くみ取り依頼が集中しますので、お早めに連絡をお願いします。

地 域		担当業者	☎ 電話番号 📠 ファックス番号
一 関 市	一関地域（一関・中里・真滝・ 巖美・舞川・弥栄地区）	(有)一関衛生事業協会	☎ 23-4408（平日） 📠 23-1290（平日・休業日）
	一関地域（山目・萩荘地区）	(有)青葉衛生	☎ 23-4054（平日） 📠 23-2182（平日・休業日）
	花泉地域	(有)花泉衛生社	☎ 82-2358（平日・休業日） 📠 82-5237（平日・休業日）
		クリーンセンター花泉(有)	☎ 82-5393（平日・休業日） 📠 82-5391（平日・休業日）
	大東地域、千厩地域（磐清水地区に限る）、川崎地域、藤沢地域	(有)東磐清掃事業協会	☎ 53-2255（平日） 📠 48-3212（平日・休業日）
千厩地域（磐清水地区を除く）、東山地域、室根地域	(有)東磐浄化そうセンター	☎ 52-2447（平日） 📠 52-4688（平日・休業日）	
平 泉 町	公德社	☎ 46-4235（平日・休業日） 📠 46-4235（平日・休業日）	
	(有)平泉衛生社	☎ 46-3934（平日・休業日） 📠 46-5513（平日・休業日）	

14 火葬場の利用について

開館時間	午前8時30分から午後5時まで
閉館日	1月1日・友引の日
申込方法	直接斎苑に電話予約するか、葬祭業者をとおして予約してください。 電話予約受付時間は、午前7時から午後9時まで（年中無休）です。 （ただし、小動物の火葬予約は、斎苑の開館時間内に限ります）

15 ペットなど小動物の火葬

ペットなど小動物の収骨を含めた火葬を希望される場合は、各斎苑を利用してください。

一関・大東清掃センターでもペットなどの小動物の死体を持ち込みで受け付けていますが、扱いは家庭から収集したごみと同様となります。

利用手順	①利用したい斎苑へ電話で予約をする（受付時間は開館時間内）。 ②火葬の当日、ペットなどの死体を木製の箱または段ボール箱に入れて持ち込む。 ③斎苑の窓口で「斎苑利用許可申請書」を記入する。		
料 金	一関市または平泉町に住所がある方	1匹あたり	5,000円
	上記以外の方		10,000円

お問い合わせ先

各種ご相談・連絡などは、下記の連絡先までお問い合わせください。

分野	名称	主な業務	所在地	☎ 電話番号 ☎ ファックス番号
総務	総務管理課	組合全体の統括	〒021-8501 一関市竹山町7-2	☎ 21-2111 ☎ 31-3224
介護 保 険	介護保険課	介護保険料 介護認定審査 介護給付など	○総務管理課・介護保険課 (一関市役所敷地 現業棟2階)	☎ 31-3223 ☎ 31-3224
	一関西部地域包括 支援センター	介護予防 総合相談など	○一関西部地域包括支援センター (一関市役所 1階)	☎ 21-8618 ☎ 31-8344
	一関東部地域包括 支援センター		〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174 (一関市役所千厩支所 1階)	☎ 51-3040 ☎ 51-3044
ごみ・ し尿 処理	一関清掃センター	ごみ処理施設 し尿処理施設	〒029-0131 一関市狐禅寺字草ヶ沢36-41	☎ 21-2157 ☎ 21-2158
	一関清掃センター リサイクルプラザ	資源物処理施設 再生品抽選販売など		
	大東清掃センター	ごみ処理施設	〒029-0523 一関市大東町摺沢字南長者101-1	☎ 75-3149 ☎ 75-2833
	川崎清掃センター	し尿処理施設	〒029-0202 一関市川崎町薄衣字石船渡133	☎ 43-2344 ☎ 43-2890
	舞川清掃センター	最終処分場	〒021-0221 一関市舞川字河岸101-2	(一関清掃センター) ☎ 21-2157 ☎ 21-2158
	花泉清掃センター		〒029-3102 一関市花泉町金沢字滝ノ沢40-4	
	東山清掃センター		〒029-0303 一関市東山町松川字吉兆所52-1	(大東清掃センター) ☎ 75-3149 ☎ 75-2833
火 葬 場	釣山斎苑	火葬 (指定管理)	〒021-0874 一関市字釣山30-1	☎ 21-2159
	千厩斎苑		〒029-0803 一関市千厩町千厩字東小田334-2	☎ 52-2426

この組合広報紙は、2019年3月1日現在で作成しています。

【編集・発行】

一関地区広域行政組合 総務管理課

【印刷】

内藤印刷株式会社

一関市赤荻字桜町116-2 TEL 25-4433



一関地区広域行政組合ホームページ

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>